

# 普通貸付・特別貸付申込書

横浜市職員共済組合理事長

				年 月 日	
申込 人	所 属	区・局	課	所属電話	( ) 内線 ( )
	フリガナ		印	職 員 番 号	
	氏 名				
	自宅住所	〒			自宅電話
					共済 確認

申込金額	万円	償還回数	回	貸付希望日	年 月 日
貸付の種類	<input type="checkbox"/> 普通貸付	<input type="checkbox"/> 災害家財貸付	特別貸付	<input type="checkbox"/> 医療貸付 <input type="checkbox"/> 結婚貸付	<input type="checkbox"/> 入学貸付 <input type="checkbox"/> 修学貸付 <input type="checkbox"/> 葬祭貸付

※下記記載事項を証明する書類を必ず添付してください。（提出書類の返還は一切行いません。）

【貸付利用目的】		【特別貸付の対象者】	
貸付目的 (具体的に)		氏 名	続柄
		↓ 修学貸付又は入学貸付をお申込の方は貸付目的に関する内容をご記入ください。	
支払日	年 月 日	学校名 学部・学科	年 月 入学 年 月 卒業予定
支払金額 (本人負担)	円	在学期間	
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 ※クレジット払は認めておりません。	申込日現在	学年在学中
残りの資金 調達方法	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> クレジット <input type="checkbox"/> 共済以外からの借入	備考	
団体信用生命 保険加入希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※以上の太線内の該当する項目すべてに記入してください。

所属する長の意見

横浜市職員共済組合貸付規程第8条第1項の規定に基づき、上記貸付申込人に係る貸付事由・借入金額及び給与支給状況等の償還能力を調査し、事実と相違ないものと認めます。  
本申込書及び別添の書類を送付しますので、ご査収のうえ、審査願います。

横浜市職員共済組合理事長 様 年 月 日

補職名 \_\_\_\_\_ 印

所属福利厚生担当		
課長	係長	係員

既貸付番号	貸付種類	貸付額	貸付残高	備考
		万円	円	
		万円	円	
		万円	円	
		万円	円	
		万円	円	

共済組合 受付印

共済組合		
課長	係長	係員

貸付限度額	万円	貸付決定額	万円
貸付可能枠	万円	決定年月日	年 月 日
貸付番号			

## 横浜市職員共済組合の貸付事業における個人情報の取扱いについて

横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が実施する貸付事業については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき制定した「横浜市職員共済組合個人情報保護に関する規程（以下「個人情報保護規定」という。）」（平成17年6月職員共済組合公告第12号）等に基づき、組合員の個人情報の取扱いについて、次のことを遵守します。

### 1 利用目的の特定

組合は、組合員から提出された貸付関係書類及び添付書類の記載内容を、事項の目的達成に必要な範囲で利用します。

- (1) 申込み内容が貸付条件に適合しているか審査するために利用します。
- (2) 貸付決定通知書等を貸付申込者本人へ送付するために利用します。
- (3) 貸付金の金融機関口座への振込みを金融機関に依頼するために利用します。
- (4) 貸付金の償還について、借受人の給与支給機関に給与等からの控除を依頼するために利用します。
- (5) 貸付金の使途が申込時の内容と一致しているか完了確認を行うために利用します。
- (6) 貸付金の償還について、給与等や期末・勤勉手当等からの控除を給与支給機関に依頼するために利用します。
- (7) 貸付金の償還について、給与等や期末・勤勉手当等からの控除ができない場合、借受者へ償還に係る通知書を送付するために利用します。
- (8) 借受者へ発行する残高証明書など各種証明発行のために利用します。
- (9) 全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が損害保険会社と締結した貸付保険及び生命保険会社と締結した団体信用生命保険の各契約に基づく事務手続に利用します。

### 2 個人情報の第三者提供の制限

組合は、事項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ組合員の同意がない限り、組合員本人の個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) 債務不履行発生に伴い、債権保全のために連合会が貸付保険契約を締結した損害保険会社に事故報告・保険金支払請求を行う場合
- (2) 法令の定めに基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、組合員の同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、組合員本人の同意を得ることが困難である場合

### 3 個人情報の正確性の確保と安全管理

- (1) 組合は、上記利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ細心の内容に保つよう努めます。
- (2) 組合は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な管理を行うとともに、組合がその業務の一部を委託する場合も、取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう住宅者を必要かつ適切に監督します。

### 4 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止等

組合員本人から保有個人データの開示等の申し出があった場合は、個人情報保護規定に基づき、適切に対応します。

以上に同意のうえ、貸付けを申し込みます。

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

※必ず申込者本人が記入してください。